設計 課題

I. 設計 条件

この課題は、ある都市の市街地にあり、近隣住民に親しまれている緑豊かな 公園に隣接する敷地に、企画展示スペース等を有する地域の公立図書館を計画 する。

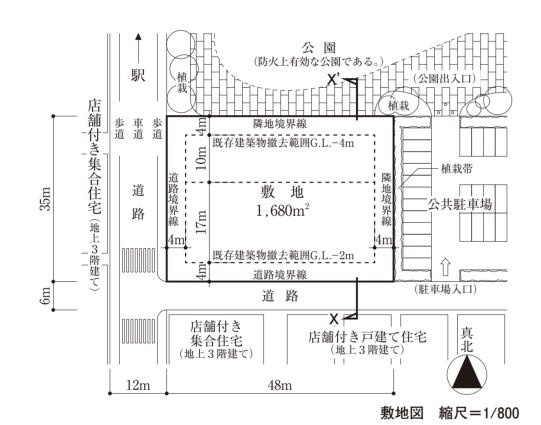
計画に当たっては、特に、次のことが求められている。

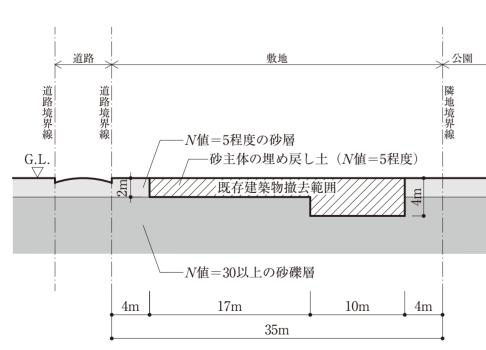
- (1) 多世代の利用や多様性の尊重・交流等を促し、地域住民の文化活動の拠
- (2) 読書空間は、自然採光を活用するとともに、蔵書の管理・保存に配慮する。
- (3) 省エネルギー化の実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネルギー 自立度を高めた計画とする。

1. 敷地及び周辺条件

(1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。

- (2) 敷地は平坦で、敷地と、道路の路面の中心、隣地及び道路の反対側の敷 地には、高低差はない。また、歩道の切り開きは、1か所(6mまで)のみ
- (3) 敷地及びその周辺は、第二種中高層住居専用地域(道路高さ制限及び隣地高 さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。)及び準防火地域に指定されて いる。また、建蔽率の限度は80%(所定の加算を含む。)、容積率の限度は
- これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに 日影による中高層の建築物の高さの制限はない。 (4) 敷地に隣接する公園及び公共駐車場の所有者及び管理者は、敷地及び図
- 書館の所有者及び管理者と異なる。
- (5) 電気、ガス及び上下水道は完備している。
- (6) 地盤は、「地盤略断面図」のとおりである。
- (7) 気候は温暖であり、積雪について特別の配慮はしなくてよい。また、水 害の危険がない地域である。





地盤略断面図(X-X'断面図) 縮尺=1/400

2. 建 築 物

「図書館|

(1) 構造種別は自由とし、地上3階建ての耐火建築物とする。

- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する 「建築物移動等円滑化基準」を満たすとともに、ユニバーサルデザインと することが求められている。
- (3) 要求室等

下表の室等は、全て計画する。

| 室 名 等 | 特 | 記 | 事 | 項 | 床面積 |
|---------------|---|---|---|---------------|--------------|
| 一般開架 スペース | ・ 蔵書 書架 及び で で に い所 で に 大 い に に に に に に に に に に に に に | 覧席を設け 間とするた は高天井と 3.7m以上と ウンター等 | る。 め、床面積 する。高天 する。 その他の必 | だ井は最も低 | 計600m² 以上 |
| 児童開架 スペース | ・蔵書数は17 ・書架、閲覧 コーナー」を ・上記以外に、 ① プレイ) ② 乳幼児の | 万冊程度と 育及びる。 次のものが ルームに かった かった かった が3 のものが かった が3 のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものが のものものものが のものものが のものものが のものものが のものが のものものが のものものが のものものが | する。 脱いで床に を設ける。 Om²) 室(約30m²) | 座れる「お話」 | 計300m² 以上 |
| 閉架書庫 | ・蔵書数は97・集密書架を記 | 万冊程度と | する。 | | 150m² 以上 |
| 対面朗読室 | | | | | 適宜 |
| 自習室 | ・読書や自習 | | | | 計100m² 以上 |
| ワークルーム | ・ワークショ を目的とする | | ープ学習等 | 年の集団利用 | 100m² 以上 |
| 企画展示 スペース | ・郷土資料の特 る企画展示を ・入場料は無料 | と行う。 | 地域活動や行 | 庁事等に関す | 100m² 以上 |
| セミナールーム | ・会議のほか、 ナー等に使用 ・移動間仕切り | 目する。 | | | 100m² 以上 |
| 帯解き配本 スペース | ・荷解き、配 ² の駐車スペー ・企画展示ス・ 用する。 | 体等の作業♪ −スを設け♪ | スペースの <i>l</i> る。 | まか、配本車 | 適宜 |
| カフェ | ・カウンター | キッチンを | 設ける。 | | 50m² 以上 |
| | を設ける。 二配慮した室等を 管理に必要な室 | | | •什器、室等を | 、適切に |
| ポンプ室 | ・給水方式は | 水道直結埠 | 圧方式とし | 、増圧給水 | 適官 |

| | ポンプ室 | ・給水方式は水道直結増圧方式とし、増圧給水ポンプを設ける。 | 適宜 |
|-----------|------------|-------------------------------|----|
| 量几 | 消火 ポンプ室 | ・屋内消火栓用とする。 | 適宜 |
| 設 | • 雷钥 設備 | け、キュービクルを屋上に設置する。 | |

- 空調室外機、PS、DS、EPS等を、適切に設ける。
- ・エレベーターは、施設利用者用と管理者用とを別に設ける。 ・採用した設備計画に応じて、「機械室」等を適切に設ける。
- ・屋上に太陽光パネルを設置する。
- ・その他必要な室等は、適切に設ける。 ・什器等を、適宜設ける。

3. その他の施設等

- (1) 駐車場は、次のとおり計画する。
- ① 車椅子使用者用として2台分のスペースを設ける。なお、建築物内に
- 施設利用者用及び職員の駐車場は、敷地東側にある公共駐車場を利用
- (2) 駐輪場は、施設利用者用として20台分以上(平置きとする。)を設ける。 なお、建築物内に設けてもよい。
- 植栽を計画し、屋外ファニチャーを適切に設ける。

4. 留意事項

- (1) 構造計画については、次の点に留意する。
- 基礎構造については、地盤条件や経済性を踏まえ適切に計画する。 ② 耐震性や経済性に配慮し、架構を計画する。
- (2) 設備機器等の搬出入、更新及びメンテナンスに配慮する。
- (3) 延焼ライン(建築物の延焼のおそれのある部分の位置)を記入する。必要に応じ て、延焼ライン及び防火区画(面積区画、竪穴区画等)に要求される所定の 防火設備を適切に計画する。
- (4) 地上に通じる2以上の直通階段を適切に計画する。必要に応じて、「敷 地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。
- (5) 計画に際し、「建築基準法第56条第7項(天空率)」、「建築基準法施行令 第5章の3(避難上の安全の検証)」等の規定を適用する場合には、「答案 用紙Ⅱ」の裏面にその計算過程及び結果を記入する。

Ⅱ.要求図書

答案用紙 Ⅰ 及び答案用紙 Ⅱ の定められた枠内(寸法線については枠外でもよ い。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面(答案用紙 I に記入)

[I. 設計条件]の要求等を満足したことを明示したうえで、下表に示 す事項を図示又は記入して、図面を作成する。(フリーハンドでもよい。) ほかにも計画上で工夫、配慮した事項について、図面上に什器等を記 入して表現し、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

| 図面 | 及び縮尺 | | 特 | 記 | 事 | 項 |
|-----|---------------|------|-----------------|---------|------------|-----------------------|
| (1) | 1 階平面図 | | | | | は記入する。 |
| | <u>.</u> | | 要寸法、尿 | | | |
| | 配 置 図 | | | | |)ある部分の有無 |
| | 1/200 | | | | | ライン及び防 |
| | - 1111 | _ | 区画に用い | - 1 | 備の位置 | 及び種別 |
| (2) | 2 階平面図 | , | 「面図の切断 | | | II - date at / i i in |
| | 1/200 | | | | | 井の部分(破線 |
| (0) | O MA 다 그는 Ind | | 図示し、面積 | | | |
| (3) | 3階平面図 | | | 化直図には | 、次のも | のを図示又は |
| | 1/200 | | する。 | F | 坐た ファッドローナ | D > 1111 = . 1 - 2 \ |
| | | | | | | .口を明示する。)、 |
| | | | 競り出る。 | | | 欠 吹 し 市宣 |
| | | | 敷地内の避 は道の切り胃 | | よ理時」の | |
| | | | | | までの是 | 小後退距離 |
| | | | | | | 次のものを図 |
| | | | は記入する | | 101/2/21 | (V) 6 V) 2 [A] |
| | | | | | ら2の直 | 通階段に至る |
| | | | | | | 離及び重複区 |
| | | | の長さ | () (-1 | 100 | が一次で生成に |
| | | | 下階の屋根 | 艮、庇等 | | |
| | | | | | 3 階平面図(| に図示する。) |
| (4) | 南-北断面図 | | | | | 開架スペース |
| | 1 /200 | | | | | 分かる断面と |
| | _ / | | | | | 向の省略は行 |
| | | わな | :17 | | | |
| | | ② 建築 | 物の最高語 | 高さ、塔屋 | を除く建 | 築物の高さ、 |
| | | | | | | 名等を記入する。 |
| | | | | | | 報(道路・北側斜 |
| | | | 最小後退距離 | | / | - 0 |
| | | | | | | 泉で図示する。)、 |
| | | | 梁及びスラ | | , | |
| | | | - / / / / | | | 示する。(切断 |
| | | 位置 | に現れない場 | 合には、破 | 線で図示する | る。) |

2. 面 積 表(答案用紙 I に記入)

- (1) 建築面積及びその算定式を記入する。
- (2) 床面積の合計及び各階の床面積の算定式を記入する。 この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー(外気に有効 に開放されているものに限る。)、屋外階段及び屋上設備スペースは、床面積に算 入しない。ただし、ピロティ等を屋内的用途に供するもの(駐車場、駐輪場、設 備スペース等)については、床面積に算入する。
- (3) 一般開架スペースの床面積の合計及びその算定式を記入する。
- (4) 児童開架スペースの床面積の合計及びその算定式を記入する。

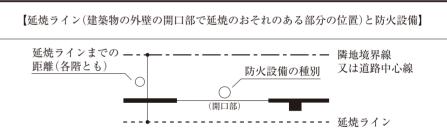
3. 計画の要点等(答案用紙 I に記入)

要求図面では表せない建築物の計画上の要点等について、次の(1)~(7) を具体的に記述又は図示する。

- (1) 一般開架スペースについて、次の①、②の観点から配慮したこと (【補足図記入欄】に、当該事項に対する考え方等を図やイラスト等により補足し てもよい。)
- ① 蔵書数の確保及び書架等のユニバーサルデザイン
- 敷地及び周辺条件(自然採光の活用を含む。)
- (2) 施設の機能構成、配置・動線計画について、次の①、②の観点から
- ① 一般開架スペース、児童開架スペース及び企画展示スペースにお ける多世代の交流
- ② 施設の運営管理 一般開架スペースに採用した空調方式と、採用した理由及び配慮し
- (4) 屋上等に設置する設備(①太陽光パネル、②キュービクル、③設備配管取出 し口(はと小屋)、④空調室外機等)の配置計画において考慮したこと(①~ ④の配置が分かる図やイラスト等(フリーハンドでもよい。)を全て【イメージ図等
- 記入欄】に記入し、考慮したことを図中に示す。) (5) 省エネルギー化の実現及び再生可能エネルギーの導入によるエネル ギー自立度を高めるために、建築・設備で配慮したこと(ただし、太 陽光パネル、LED照明、Low-Eガラスに関する記述は除く。)
- (6) 建築物の材料や施工方法等において、二酸化炭素の排出量削減につ
- (7) 閉架書庫の構造計画について、①一般開架スペースとの違いや構造 的特徴、②それらを踏まえて考慮したこと

防火設備等の凡例

柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示(特)・(防))については、必要な箇所 に**全て**記入すること



延焼ラインを破線で図示し、隣地境界線又は道路中心線から延焼ラインまでの**距離**を記入す

また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火 設備の**種別**を記入すること

【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】

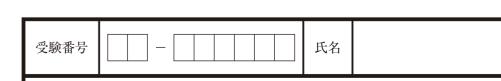
防火区画(面積区画、竪穴区画等)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を 記入すること

【防火設備の表示】 建築基準法第2条第九号の 特定防火設備特 二 ロ に規定する防火設備

【建築物の計画に当たっての留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】

○敷地の周辺環境に配慮して計画する。

- ○バリアフリー、省エネルギー、二酸化炭素排出量削減、セキュリティ等に配慮して 計画する。
- ○各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- ○建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- ○構造種別に応じて架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面 寸法の部材を計画する。
- ○空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。



[注意事項]

「試験問題」を十分に理解したうえで、解答してください。

なお、建築基準法等の関係法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計与条件に対し て解答内容が不適合又は不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不適 合」等と判断されます。また、適用すべき法令については、令和5年1月1日現在におい て施行されているものとします。